

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、「全国瞬時警報システム（Jアラート※）」を利用し、様々な手段を用いた情報伝達訓練が行われます。桶川市では、防災行政無線と防災情報メールを活用した訓練を予定しています。なお、今回は5月27日(水)に引き続き2回目の実施となります。

実施日▼11月25日(水)午前11時頃  
放送内容▼

「これは、テストです。×3  
こちらは、防災桶川です。」

※「Jアラート」とは、国からの地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。  
詳しくは☎**安心安全課**

サイレンを吹鳴します  
火災と間違えないでください

桶川市消防団の特別点検の実施に伴い、11月23日(月・祝)午前7時に市内全域で、防災行政無線によるサイレンを吹鳴します。  
【サイレン信号】  
15秒吹鳴→6秒休み→15秒吹鳴



特別点検は、服装規律点検・機械器具点検・放水訓練などを行うもので、桶川小学校校庭で、午前8時から実施します(雨天時は体育館で実施)。市民の皆さんも見学できます。  
詳しくは☎**安心安全課**

個人番号カードの交付について

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などが記載され、裏面にマイナンバー(個人番号)などが記載されます。マイナンバー(個人番号)が通知された後、同封された申請書を郵送することなどにより、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請を行います。平成28年1月以降、個人番号カードの交付が始まることに伴い、住民基本台帳カードの交付・再交付は12月で終了します。現在、利用している住民基本台帳カードは有効期限まで利用することができますが、住民基本台帳カードと個人番号カードを両方所有することはできませんので、個人番号カードを申請した場合には、交付時に住民基本台帳カードを回収します。

申請方法については、マイナンバー(個人番号)の通知に「個人番号カードの申請書」、説明書などが同封されています。



▲個人番号カード(イメージ)

封されておりますので、確認をお願いします。  
マイナンバー制度をかたった不審電話にご注意を！  
マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得に十分ご注意ください。  
番号制度全般に関する問合せ▼国のマイナンバーコールセンター ☎0570-10178

詳しくは☎**市民課**

### 遺児手当制度

支給対象者▼親権者、後見人その他の人であって、父または母もしくは父母が共に死亡している世帯の子どもを現に監護し、市内に住所がある人※この制度に所得の制限はありません。

手当額▼子ども1人につき月額2千円

支給期間▼受給資格を認定された日の属する月から、満20歳に達する日以後の最初の3月31日、または受給資格を喪失した日の属する月まで

詳しくは☎**こども支援課**

### 特別児童扶養手当制度

支給対象者▼精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもの家庭で育てている人(障害のある子どもとは、精神の障害の場合は1人ではまったく日常生活ができないか、著しく制限される程度。身体の場合は、おおむね身体障害者手帳一、二級または三級程度)

次のような場合にはこの手当を受けられません。  
・申請者や子どもが日本国内に住所を有しないとき  
・子どもが障害による公的年金を受けられることができるとき  
・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

#### 手当額

障害の状態	月額(1人について)
1級(重度)	51,100円
2級(中度)	34,030円

※所得制限があります。申請する人やその配偶者および同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系親族、兄弟姉妹)の所得によって支給停止となる場合があります。

詳しくは☎**こども支援課**

### 児童扶養手当制度

支給対象者▼次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母もしくは養育者

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に一定の障害(「父または母の障害の基準」のいずれかに該当)がある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども※婚姻には、婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)を含みます。

次のような場合にはこの手当を受けられません。

- ・申請者や子どもが日本国内に住所を有しないとき
  - ・子どもが児童福祉施設など(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき
- ※平成10年3月31日以前に手当の支給

給要件に該当したものの、手当の申請をせず、かつ、その間に手当の支給要件に該当しない事由が発生しなかった場合、原則として申請をすることができません。

#### 手当額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給、所得によりそれぞれ異なります)
1人	42,000円	41,990円~9,910円
2人	1人の場合の月額に5,000円を加算	
3人以上	2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算	

※所得制限があります。申請する人やその配偶者および同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系親族、兄弟姉妹)の所得によって支給停止となる場合があります。

支給期間▼申請した翌月分から子どもが満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(ただし、一定の障害のある児童は満20歳未満)

詳しくは☎**こども支援課**

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

県では、市(区)町村民税非課税世帯のひとり親家庭などの児童が中学校へ入学する際に、お子さんの入学準備に必要な経費の一部を助成しています。

対象▼母子家庭の母、父子家庭の父または、父母のない児童を養育している人で、平成28年4月に中学校に入学予定の児童を養育している市(区)町村民税非課税世帯の人(生活保護受給世帯を除く)

※市(区)町村民税非課税世帯とは、申請者および申請者と同居している申請者の扶養義務者それぞれ全員が、平成26年分の所得によって、市(区)町村民税の額が0円であった世帯のことです。

支給額▼中学校入学予定児童1人につき1万円

申込み▼振込金融機関の口座を証明できるもの(通帳など)を持参し、12月25日(金)までにこども支援課へ。 ※平成27年1月2日以降桶川市に転入した人は、1月1日現在住所があった市区町村発行の「市(区)町村民税非課税証明書」が必要になります。

詳しくはこども支援課

障害者手帳の体裁(大きさ、色、表記)の統一について

埼玉県では、10月から3種類の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の大きさ、色、表記を統一しました。(カバーは紺色、文字は金色)

対象となるのは、①新たに手帳を取得する人、②再認定・再判定・更新が必要な人、③紛失・破損により再交付が必要な人に対して、埼玉県が交付する手帳です。 現在お持ちの手帳は、そのまま利用できますが、新しい体裁の手帳を希望する場合は、お問い合わせください。

詳しくは障害福祉課または、こども支援課

桶川市教育委員会第11回定例会

とき▼11月25日(水)午後2時

ところ▼仮設庁舎会議室302

傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。また、次回は、12月24日(木)を予定しています。

詳しくは教育総務課

学校給食運営委員会・物資選定部会および学校給食運営委員会の公開のお知らせ

○第2回学校給食運営委員会・物資選定部会

とき▼11月6日(金)午後3時

ところ▼桶川公民館

○第3回学校給食運営委員会

とき▼11月27日(金)午後3時

ところ▼仮設庁舎会議室302

傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。

詳しくは桶川市学校給食運営委員会事務局(学校支援課)

第2回桶川市いじめ対策委員会

とき▼11月27日(金)午後1時30分

ところ▼仮設庁舎会議室303

傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。

詳しくは学校支援課

第2回総合教育会議

総合教育会議とは、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため重点的に講ずべき

平成28年度市立小・中学校 臨時的任用教員の募集

教育委員会では、平成28年度に臨時的任用教員として勤務を希望する人を募集しています。

勤務場所▼市立小・中学校

勤務条件▼週5日勤務、1日7時間45分勤務、月給制(県の給与条例による) ※勤務期間や勤務開始日は勤務形態により異なりますので、学務課までお問い合わせください。

応募資格▼小学校または中学校の教員免許状を有する人(取得見込みも可)。地方公務員法第16条および学校教育法第9条の欠格事項に該当しない人。

応募受付▼第1次締切り12月25日(金) ※その後も随時募集します。

応募方法▼学務課へ連絡してください。面接日を調整します(1月下旬予定)。面接の際、履歴書(市販のものでも可)と該当免許状(取得見込みの人を除く)を持参ください。

採用▼面接のうえ、登録します。

※登録をしても、必ず採用があるとは限りません。

○非常勤講師も募集しています

常勤は難しい場合は、ご検討ください。

詳しくは学務課

詳しくは学務課

使用済小型家電をリサイクルしましょう
小型家電の部品には貴重な資源が使用されています。市では、市内8か所の公共施設に使用済小型家電の回収ボックスを設置し資源回収を実施しています。
また、「市民まつり」(11月3日・中山道)と「消費生活展」(11月14日・市民活動サポートセンター)でも小型家電の引き取りを実施します。
家庭で使われなくなった小型家電で回収ボックスの投入口(40cm×20cm未満)に入るものをお持ちください。 ※粗大ごみはお受けできませんので、ご注意ください。



詳しくはリサイクル推進課

皆様の善意ありがとうございます

次の方から寄附をいただきました。有効に活用させていただきます。

矢野全紀様

担架

詳しくは契約管財課

き施策などについて協議・調整を行う会議です。
とき▼11月30日(月)午後2時
ところ▼仮設庁舎会議室302
傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。
詳しくは企画課

11月は「いじめ撲滅強調月間」です
県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり気が付いたら、一人で悩まずご相談ください。
○よい子の電話教育相談【24時間365日対応】
子ども(18歳以下)専用 ☎0120-86-3192
保護者専用 ☎048-556-0874
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
いじめメール相談フォーム(右のQRコードから入れます。)
問合せ☎県青少年課 ☎830-5858
○桶川市教育センター ☎786-3237
【月～金曜日(祝日・年末年始除く)午前9時～午後5時】 詳しくは学校支援課





### 11月は『児童虐待防止推進月間』です

「もしかして」あなたが救う 小さな手

平成27年度「児童虐待防止推進月間」標語  
桶川市要保護児童対策地域協議会

#### 子どもの虐待を未然に防ぎましょう

たとえ「しつけのつもり」であっても、虐待は子どもの心や体に深い傷を残し、健全な成長を妨げる大きな原因となります。

連絡（通告）により、問題を抱えている家庭に支援の手を差し伸べ、子どもを守ることができず、虐待者（通告）による職員の訪問は、虐待者を処罰することではなく、支援のきっかけとお考えください。また、連絡をした人の秘密は守られます。

#### あなたにできること・・・

- 子育て中の親子に優しいまなざし、あたたかい見守りをお願いします。
- 子育てに悩んでいる人は、ひとりで悩まずに相談してください。
- 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで相談してください。
- もしできるなら虐待を受けた子どもたちの親代わり（里親）になってください。
- 「気にかかる子」や「もしかして虐待では？」と思ったときには下記の相談機関に連絡してください。

#### 国民健康保険税などの納付確認書は1月に郵送します

平成27年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料を納付した人（国民健康保険税は世帯主）には、「国民健康保険税納付確認書、後期高齢者医療保険料納付確認書、介護保険料納付確認書」を、それぞれ平成28年1月下旬に送付します。

なお、年末調整のため早めに必要な人は直接担当課の窓口で発行します。身分証明書を持参し、世帯主または同居の家族が申請してください。※年金天引きでの支払額は、日本年金機構などから送付される公的年金などの源泉徴収票に記載されています。

#### 詳しくは☎保険年金課または高齢介護課

#### 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます

毎年暮れになるとその年の所得税の過不足を調整するための「年末調整」や、翌年2～3月には「確定申告」を行います。国民年金の保険料納付額は「社会保険料控除」の対象となります。「社会保険料控除」を受けるためには、保険料を納付した証明書を年末調整または確定申告

#### 子ども虐待とは・・・

身体的虐待▼なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、体を激しく揺さぶるなど  
性的虐待▼性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど  
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）▼家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど  
心理的虐待▼「死んでしまえ」「産まなきゃ良かった」などのひどい言葉で傷つける、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で、夫婦間で暴力をふるうなど

#### もしかして・・・と感じたら迷わず連絡（通告）を！

- ・桶川市役所子ども支援課 ☎786-3211
- ・埼玉県中央児童相談所 ☎775-4152（月～金曜日の午前8時30分～午後6時15分）
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

の際に添付しなければなりません。

そこで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から送付されますのでご利用ください。

11月送付▼1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人

2月送付▼10月1日～12月31日にその年に初めて国民年金保険料を納付した人

問合せ☎控除証明書専用ダイヤル ☎0570-058-555 ※050から始まる電話からは☎03-6700-1144（祝日および年末年始を除く、11月2日（月）～平成28年3月15日（火）の月～金曜日の午前9時～午後7時、第2土曜日の午前9時～午後5時）または大宮年金事務所 ☎652-3399

#### 女性ふち起業セミナー ～ちいさな起業のはじめの一步～

「好きなこと、得意なこと」など趣味や特技を活かした『小さな』事業を起業するためのセミナーを開催します。

内容▼①講義「何から手をつけて進めていけば良いの？」②ワークショップ「自身のこと、やりたいことを紹介しよう」③開業資金を準備しよう～お金を借りる～④体験談

とき▼12月8日（火）、9日（水）午前10時～午後1時

#### 里親入門講座を開催します

里親になって子どもを育ててみたい、里親制度に興味があるなどの人のために里親入門講座を開催します。どなたでも受講できます。

内容▼里親制度の概要説明、里親の養育体験談、質問や情報交換など  
とき▼11月28日（土）午後1時30分～4時

ところ▼蓮田市中央公民館（蓮田市東6-1-8）  
申込み・問合せ▼11月26日（木）までに電話で埼玉県中央児童相談所（775-4152）へ。

#### 『いつでも子育てメール相談』をご利用ください

～子育てにひとりで悩んだり、困ったりしたらお気軽にご利用ください～

- ・QRコードからアクセスすることができます。（市ホームページ内の「子育てメール相談」からもアクセスできます）
- ・相談の返答は、市の担当課がメール相談を受け付けしてから、おおむね2日以内に行います。



※メールの受信拒否、ドメイン指定受信、迷惑メール防止機能などを設定している場合は、メール相談を送信する前にドメイン指定解除などの設定をお願いします。（返答アドレス：kodomo@city.okegawa.lg.jp）



面接や電話で相談希望の方は  
**こどもと家庭なんでも相談**  
をご利用ください。  
☎048-777-7708

相談日時▶火・木曜日 午前10時～午後4時  
場所▶駅前子育て支援センター内  
詳しくは☎こども支援課

時～午後0時30分

ところ▼桶川市商工会館

対象▼起業を目指す女性、起業後間もない女性

講師▼望月由美子さん（望月経営会計代表）、阿部好夫さん（日本政策金融公庫さいたま支店）、赤井美津江さん（アンカルク株代表取締役）

定員▼20人【先着順】

費用▼1,000円

申込み▼11月4日（水）午前9時から電話で桶川市商工会（☎786-0903）へ。

共催▼鴻巣市商工会、桶川市商工会、北本市商工会、伊奈町商工会、上尾商工会議所

後援▼創業・ベンチャー支援センター埼玉（公財）埼玉県産業振興公社）、埼玉県中央地域振興センター

問合せ☎桶川市商工会

#### 応急手当講習（上級救命講習）

内容▼AEDを用いた心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、傷病者管理法、外傷の応急手当、搬送法、筆記試験

※講習修了者には修了証を交付  
とき▼12月19日（土）午前9時～午後5時（8時30分から受け付け）  
ところ▼鴻巣消防署3階 災害対

策室（鴻巣市箕田1638番地1）

定員▼30人【先着順】

対象▼鴻巣市・桶川市・北本市に在住または在勤で中学生以上の人（再受講可）

費用▼無料

持ち物▼筆記用具、昼食※WEB講習受講者は、当消防本部発行の受講証明書（スマートフォン・タブレットPCの画面提示でも可）

その他▼当消防本部ホームページで応急手当WEB講習の受講ができます。WEB講習受講者は救命講習の受講時間が開始より1時間免除されます。救命講習は毎月行っています。

申込み・問合せ☎12月12日（土）まで、電話（048-569-4119）または直接、川里分署へ。

#### ～イルミネーション点灯のお知らせ～

とき▶11月下旬～平成28年1月下旬  
午後5時～午前0時  
ところ▶駅西口ロータリー



問合せ☎（一社）桶川市観光協会 ☎776-8590

秋季全国火災予防運動

11月9日～15日

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災の発生を防止し、生命、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災の発生防止対策のポイントとなる3つの習慣、4つの対策および放火火災の防止対策を実践しましょう。

- 3つの習慣
  - ・寝たばこは絶対やめる。
  - ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
  - ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
  - ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
  - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
  - ・高齢者や体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

- ・放火火災の防止対策
  - ・家の周りに燃えやすいものは置かない。
  - ・ゴミは指定された日の朝に出す。
  - ・空き家や物置には施錠する。

・車やバイク、自転車にシートを掛けるときは防災製品を使用する。  
問合せ 埼玉県東広域消防本部予防課 ☎048-597-2004

悪質な訪問販売に注意

平成18年6月から住宅用火災警報器の設置の義務化にともない、悪質な訪問販売が発生しています。また、消火器の不適正取り引きも多発しており、被害にあわないためにも次の点に注意してください。

- ・住宅用火災警報器や消火器の販売や交換を、消防署が業者に依頼はしません。
  - ・住宅用火災警報器の設置の義務化による罰則や点検の義務はありません。
  - ・不審を感じたら、関係機関などに問い合わせてください。
- 問合せ 埼玉県東広域消防本部予防課 ☎048-597-2004

上尾税務署からのお知らせ

○年末調整説明会  
対象 法人および個人事業主  
とき 11月20日(金)午後1時30分～3時30分  
ところ 東公民館  
○青色申告決算説明会

消費生活センターからのお知らせ

無料点検と突然訪問してきた業者、点検商法に注意!

【事例1】 以前、自宅に訪れた業者から勧められ、配管クリーニングを依頼し2万5千円を支払った。その業者が、風呂と床下を無料で点検すると再び来訪した。無料ならと承諾したところ、「基礎がずれている、補強工事が必要」と家が駄目になる」と工事を勧められ、別の業者を紹介された。その業者が訪れ、湿気対策工事、基礎強化工事、木部強化工事、床下消毒、防腐防蟻剤散布などの工事が必要だと2時間ほどの説明を受け、66万円の契約をしてしまった。クーリング・オフしたい。

【事例2】

数年前、訪問販売で床下換気扇を設置したことがあった。昨日、床下設備の卸をしているので無料で点検すると別の業者が突然来訪した。無料ならと点検を承諾すると、点検後「カビが発生している」「地べたに這わせた配線がショートの原因になる」といきなり見積書を提示し説明を始めた。その間に別の作業員が設置されていた床下換気扇を撤去してしまつた。抗議したが、契約だからと持ち帰られてしまった。見積書には床下換気扇の撤去費用2万8千円、

対象 個人青色申告者(事業所得者)  
とき 12月7日(月)午前10時～正午、午後2時～4時  
ところ 桶川市商工会館

○白色申告者の記帳・帳簿などの保存制度  
個人の白色申告の人で事業や不動産貸付などを行う全ての人は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要。所得税および復興特別所得税の申告が必要ない人も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳する内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。なお、関東信越税理士会上尾支部(776-8777)、桶川市商工会(786-0903)でも指導を行っています。  
問合せ 上尾税務署 ☎770-1800 ※自動音声に従い「2」を選択してください。

特設DV電話相談

DVの知識をもった職員が電話で相談をお受けします。秘密厳守ですので、安心してご相談ください。  
とき 11月16日(月)～18日(水)  
電話 786-3211  
詳しくは 人権・男女共同参画課

平成28年度桶幼放課後児童クラブ入室申込みについて

市内の小学校に就学している児童を対象として、運営を行っている民営の放課後児童クラブです。  
申込み 11月16日(月)～12月7日(月)に直接、桶幼放課後児童クラブまたは、桶川幼稚園事務所へ。  
問合せ 桶幼放課後児童クラブ ☎729-6138

歳末たすけあい募金配分金事業 生活援護金を支給します

埼玉県共同募金会が中心となり、歳末たすけあい募金運動が実施されます。社会福祉協議会では、この配分金を受けて生活援護金を支給します。  
対象 ▶本年度市民税が非課税の世帯  
申込み ▶「歳末たすけあい援護事業申込書」に必要事項を記入のうえ、11月20日(金)までに担当の民生委員または社会福祉協議会へ提出してください。申込書は、民生委員、社会福祉協議会で配布しています。※社会福祉協議会へ直接提出する場合は、市県民税非課税証明書が必要です。  
問合せ 桶川市社会福祉協議会 ☎728-2221

くらしのワンポイント

「フードバンク埼玉」

桶川市くらしの会では、平成26年度桶川市消費生活展において、アンケート調査を実施しました。その結果、フードバンクについて知っている人が少なかったため、桶川市くらしの会としてもう少し詳しく知るために、(一社)埼玉県労働者福祉協議会に出向いて、話を聞いてきました。

「フードバンクとは」

フードバンクとは、賞味期限内で品質に問題がないにもかかわらず、包装の破損や印字ミス、規格外など様々な理由から流通できず、廃棄されてしまう食品・食材を企業や個人・農家などから寄贈してもらい、必要としている福祉施設や団体などに無償で提供する活動です。フードバンク活動に関わるということは、食品ロス削減、社会貢献、廃棄処分のための経費削減につながります。また、新しい「食のリサイクル」として注

目されはじめています。

桶川市内においても、フードバンクの活動が広がっています。フードバンク活動が盛んになれば、資源の有効活用と食品廃棄物の発生抑制につながります。  
(一社) 埼玉県労働者福祉協議会  
会は、埼玉県内で働く労働者、生活している労働者の福祉向上を目的に設立された団体です。家庭内で有効期限3か月前までの食品などありましたら、ご協力をお願いいたします。ことでした。  
「もったいない」から「ありがとう」へ。こんな活動が盛んになることを期待しています。

(参考資料：(一社) 埼玉県労働者福祉協議会資料「フードバンク埼玉」(仮称) / 埼玉県A報道発表資料「フードバンクへの災害備蓄品の寄贈について―食品廃棄の無駄を省き、有効活用を図る―」  
※(一社) 埼玉県労働者福祉協議会の連絡先 ☎833-8731

【桶川市くらしの会】

シリーズ 明日のあんしん ~高齢者の暮らしを支える~④

住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように

詳しくは☎高齢介護課

シリーズ4回目は「高齢者安心見守りネットワーク」の「発見するシステム」についてご紹介します。

高齢者人口の増加とともに、ひとり暮らしの高齢者も年々増加しており、今後も増え続けることが予測されます。

高齢者のひとり暮らしは、突然の病気やけがなど、何かあった時に対応が遅れる心配を抱えており、孤独死という悲しい出来事や悪質な訪問販売の被害、虐待の被害など、高齢者をとりまく様々な社会問題につながっていきます。

こうした社会問題は、近所付き合いや地域全体で見守りを行うことにより、防ぐことが可能です。そこで、桶川市では地域の皆さんへ見守りネットワークを啓発するとともに、関係機関・関係団体に協力団体として登録をしてもらいネットワークの構築を図っています。今年度、見守りネットワークの再構築に向け協力団体を広げ、さらに協力団体への説明会を実施しました。説明会へは31団体38人の参加がありました。説明会実施後、協力団体の協力により、高齢者への支援へつながるといった効果もでていきます。

日常生活や仕事の中で、地域の皆さんが参加してネットワークが作られます。特別な決まりごとはありません。まずは、あいさつや気軽な声掛けなどで、高齢者と「顔見知り」になりましょう。その中で、「あれ?」「おかしいな?」という小さな「気づき」が大切です。例えば、郵便物や新聞が新聞受けにたまっている、庭の手入れがされなくなったり洗濯物が干されなくなったなど、なにか気がかりなことを感じたら、早めに市高齢介護課や地域包括支援センターまでご連絡ください。

高齢者の相談窓口▶地域包括支援センター

	ハートランド	ルーエハイム	桶川市社会福祉協議会	ねむのき
担当区域	東、西、南、北、寿、神明、国道西側の坂田、国道西側の加納	鴨川、朝日、若宮、泉、下日出谷、下日出谷西	末広、国道東側の坂田、坂田東、国道東側の加納、篠津、五丁台、舎人新田、小針領家、倉田、赤堀	上日出谷、川田谷
電話番号	777-7055	789-2121	728-2265	783-5311

＜地域包括支援センター主催 介護者のつどい＞

介護についての情報交換を行います。※予約不要

とき▶11月26日(木)午後1時30分～3時 ところ▶社会福祉協議会

問合せ▶地域包括支援センター社会福祉協議会☎728-2265

地域包括支援センターハートランド☎777-7055



11月の無料相談

●桶川市役所・教育委員会/☎786-3211 FAX786-9866  
●社会福祉協議会/☎728-2221 FAX728-2313

相談	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ
法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・賃貸借、離婚・相続などの法律全般についての相談	6日(金)・13日(金)・27日(金) 14:00~17:00 21日(土) 9:00~12:00 12月4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金) 14:00~17:00 19日(土) 9:00~12:00	仮設庁舎相談室	
司法書士法律相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)等の相談	12日(木) *次回は12月10日(木) 13:00~16:00	仮設庁舎相談室	
行政書士相談	行政書士	成年後見制度、相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談	2日(月) *次回は12月1日(火) 13:00~16:00	仮設庁舎相談室	
税務相談	税理士	相続税や贈与税、その他税金についての相談	25日(水) 13:00~16:00	仮設庁舎相談室	秘書広報課
住宅相談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	21日(土) 9:00~12:00	仮設庁舎会議室101 電話可 ☎786-3211	
マンション管理相談	マンション管理士	マンション管理組合に関することや近隣問題についての相談	25日(水) 10:00~12:00	仮設庁舎相談室	
行政相談	行政相談委員	国や県、公団・公社等への要望や苦情についての相談	6日(金) *次回は12月4日(金) 10:00~12:00	仮設庁舎相談室	
多重債務相談	市役所職員	消費者金融等からの借金返済などに困っている方の相談	随時	仮設庁舎相談室 直通☎786-3450	
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	仮設庁舎相談室	安心安全課
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	9日(月)・30日(月) 10:00~16:00	仮設庁舎相談室	人権・男女共同参画課
人権相談	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのことの相談	10日(火) 9:00~12:00	地域福祉活動センター3階	
内職相談	内職相談員	内職に関する相談・案内・ハローワークの求人情報の閲覧	毎週水・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00	勤労福祉会館 直通☎773-1121(水・金曜日)	産業観光課
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30(12:00~13:00除く)	仮設庁舎2階 電話可 ☎786-3211	自治文化課
子どもと家庭なんでも相談	家庭児童相談員	親や子どもからの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週火・木曜日(祝日を除く) 10:00~16:00	駅前子育て支援センター 直通☎777-7708	子ども支援課
子どものことばや運動面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター分室 ☎787-5562	児童発達支援センター分室
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごとの相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00	桶川市教育センター 直通☎786-3237	学校支援課
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター 直通☎728-2369	社会福祉協議会
結婚相談	民生委員	結婚を望む方の相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター	

多重債務者相談強化キャンペーン2015(11月16日~26日)

消費者金融などからの借り入れにより多重債務でお困りの人に、弁護士、司法書士による無料の面接相談会を開催します。一人で悩まずに、まずはご相談ください。

【桶川会場】

とき▶11月21日(土)午前10時~午後4時

ところ▶仮設庁舎相談室

予約受付▶11月2日(月)~25日(水) 午前10時~午後4時(土・日・祝日を除く)に予約専用電話☎864-7810へ。

その他▶期間中、桶川市以外でも相談会を開催します。

詳しくは☎秘書広報課または県消費生活課☎830-2935

荒川緑肥を無償で提供します

荒川上流河川事務所が管理する河川の堤防の刈草から作った堆肥を無償で提供します。

申込み▶12月11日(金)【消印有効】までに往復はがきで申し込みください。※多数抽選

詳細は、荒川上流河川事務所、出張所、市町村に設置の応募要領およびホームページをご覧ください。

11月1日は「彩の国教育の日」

県では、教育に関する理解を深めていただくため、11月1日を「彩の国教育の日」、11月1日~7日を「彩の国教育週間」としています。

「彩の国教育の日」をきっかけに、子どもたちの健やかな育成について、一緒に考えてみませんか。詳しくは「彩の国教育の日」で検索し、県ホームページをご覧ください。



彩の国教育の日 検索

問合せ▶県家庭地域連携課

☎830-6976

配布期間▶平成28年1月25日(月)~2月6日(土)(1月31日を除く) その他▶量制限はありませんが、販売などを目的とする場合は提供できません。

問合せ▶荒川緑肥事務局☎049-2461031

＜広告＞

新しいスタイルのやすらぎの地

**羽生霊園**

見学は 年中無休 随時

墓所 販売中

セントグレースガーデン

セントグレースガーデン 羽生聖地公園 ☎0120-100-138

バラの香りひろがるガーデニング霊園

緑に抱かれた、やすらぎの空間、グリーン・グレース

総額 **35万円(税別)**

管理費 生計登録 **無料 受付**

「樹木葬」販売開始!

まずはご相談を。

バラに囲まれたガーデニング区画からお選びできます。

総額20万円の永代供養墓も好評受付中

〒348-0006 埼玉県羽生市下村君 2600-1 ☎348-0006 お気軽にお電話下さい。【営業時間 9:00~17:00 年中無休】 宗教・宗派自由